令和８年（フ）第１３８７号
東京都府中市四谷２丁目73番地の６第２カイラスコーポ101
債務者　種村　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７８号
千葉市中央区今井１丁目８番21号　グランツＫＴ206号
債務者　川名ゆかり
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９３号
千葉県市川市新田１丁目22番４号（ラ・コア202号）
債務者　齋藤　晴仁
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０７号
千葉市中央区祐光３丁目９番１号　カミュ祐光苑Ａ棟506号
債務者　寺田　　満
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２８号
千葉県八千代市緑が丘西７丁目15番地24
債務者　菅　　美久
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４９号
千葉県船橋市前原東６丁目19番７号　ｓｅｂｏｓｅｂｏ津田沼105号
債務者　永沼　秀得
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８５号
千葉県船橋市東中山２丁目８番６号　ブランノワール107号
債務者　神崎　樹壱
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８７号
千葉市美浜区幸町２丁目10番10棟406号
債務者　横山　雅美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４０６号
千葉県習志野市津田沼３丁目13番２―503号
債務者　石田ちとせ
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２８号
千葉市中央区道場北１―９―３　ライオンズマンション東千葉第２―112、住民票上の住所千葉市美浜区真砂２丁目15番２棟406号
債務者　吉見　研一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４２号
千葉県市川市南八幡１丁目25番７―101号（ホロン南八幡）
債務者　木村　里恵
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０号
千葉県佐倉市上座1434番地３　ビューラーユーカリ102
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７３号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目７番地17　ベルグラース201
債務者　桑原　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４４号
岐阜県美濃加茂市西町６丁目180番地　メゾネットイワイＡ105
債務者　野村　賢二
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４８号
岐阜県可児市大森台２丁目90番地
債務者　タダノ　ミツオこと　ＴＡＤＡＮＯ　ＶＡＬＴＥＲ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４９号
岐阜県可児市大森台２丁目90番地
債務者　ＴＡＤＡＮＯ　ＴＡＴＳＯＮ　ＭＩＴＳＵＯ
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第４９９号
神戸市兵庫区駅前通５丁目３番37―505号
債務者　久保　史朗
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部